

平成24年7月24日

第2405号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 消防設備士に対する講習の実施（403・総合防災課）…………… 1
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（404・長寿社会課）…………… 2
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定（405・長寿社会課）…………… 2
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出（406・長寿社会課）…………… 3
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出（407・長寿社会課）…………… 3
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出（408・長寿社会課）…………… 3
- 道路区域の変更（409・仙北地域振興局建設部）…………… 3

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）…………… 4

教育委員会規則

- 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則（6・高校教育課）…………… 4

選挙管理委員会告示

- 秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙の期日及び選挙すべき委員の数（57）…………… 6
- 秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者（58）…………… 6
- 秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の場所及び日時（59）…………… 6

選挙長告示

- 秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長の事務を行う場所（1）…………… 7
- 秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者を定めるためのくじを行うべき場所及び日時（2）…………… 7

告 示

秋田県告示第403号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、次のとおり平成24年度消防設備士に対する講習を実施するので、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施細目（平成16年9月29日消防庁告示第25号）第4の1の規定に基づき、公示する。

平成24年7月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 講習の実施区分

| 講習区分 | 対象となる免状の種類 |
|--------------|---|
| 消火設備 | 第1類の甲・乙種消防設備士、第2類の甲・乙種消防設備士、第3類の甲・乙種消防設備士 |
| 警報設備 | 第4類の甲・乙種消防設備士及び第7類の乙種消防設備士 |
| 避難設備 ・消火器 | 第5類の甲・乙種消防設備士及び第6類の乙種消防設備士 |

2 講習日時及び場所

| 講習区分 | 日 時 | 場 所 |
|--------------|---|-------------------------|
| 消火設備 | 平成24年9月4日（火） 午前9時30分から午後5時30分まで | 秋田市山王七丁目3番1号 秋田市文化会館 |
| 警報設備 | 平成24年9月5日（水）又は6日（木） 午前9時30分から午後5時30分まで | |
| 避難設備 ・消火器 | 平成24年9月7日（金） 午前9時30分から午後5時30分まで | |

3 受講対象者

消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内の者又は上記の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の者

4 受講申請書の配布場所

社団法人秋田県消防設備保守協会（秋田市中通六丁目7番9号 秋田県畜産会館3階）又は各消防本部予防担当課

5 受講申請書の受付

(1) 受付期間等

土曜日、日曜日及び祝祭日を除き、平成24年8月6日（月）から同月22日（水）までの午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

社団法人秋田県消防設備保守協会

(3) 提出書類

受講申請書

6 受講手数料

(1) 受講手数料の額

7,000円

(2) 納付方法

受講申請書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

7 講習についての問い合わせ先

社団法人秋田県消防設備保守協会（電話018-835-5880）

秋田県告示第404号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき、公示する。

平成24年7月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(訪問看護)

| 介護保険事業所番号 | 名 称 | 所 在 地 | 事 業 者 | 指定年月日 |
|------------|---------------------|---------------|---------|-----------|
| 0560290199 | 訪問看護ステーション 「松峰園」 | 能代市落合字落合72番地1 | 株式会社松峰園 | 平成24年7月1日 |

(通所介護)

| 介護保険事業所番号 | 名 称 | 所 在 地 | 事 業 者 | 指定年月日 |
|------------|--------------------|-------------|----------|-----------|
| 0570421180 | デイサービスセンター おおとり | 大館市赤館町1番地13 | 株式会社おおとり | 平成24年7月1日 |

秋田県告示第405号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10第1号の規定に基づき、公示する。

平成24年7月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(介護予防訪問看護)

| 介護保険事業所番号 | 名 称 | 所 在 地 | 事 業 者 | 指定年月日 |
|------------|---------------------|---------------|---------|-----------|
| 0560290199 | 訪問看護ステーション 「松峰園」 | 能代市落合字落合72番地1 | 株式会社松峰園 | 平成24年7月1日 |

(介護予防通所介護)

| 介護保険事業所番号 | 名 称 | 所 在 地 | 事 業 者 | 指定年月日 |
|-----------|-----|-------|-------|-------|
|-----------|-----|-------|-------|-------|

| | | | | |
|------------|--------------------|-------------|----------|-----------|
| 0570421180 | デイサービスセンター おおとり | 大館市赤館町1番地13 | 株式会社おおとり | 平成24年7月1日 |
|------------|--------------------|-------------|----------|-----------|

秋田県告示第406号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき、公示する。

平成24年7月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(特定福祉用具販売)

| 介護保険事業所番号 | 名 称 | 所 在 地 | 事 業 者 | 廃止年月日 |
|------------|------------|-------------------|------------|-----------|
| 0570514745 | 有限会社サトーホーム | 由利本荘市石脇字田尻28番地272 | 有限会社サトーホーム | 平成24年4月1日 |

秋田県告示第407号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定に基づき、公示する。

平成24年7月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(居宅介護支援)

| 介護保険事業所番号 | 名 称 | 所 在 地 | 事 業 者 | 廃止年月日 |
|------------|------------------|-------------------------|----------------|------------|
| 0571014836 | 居宅介護支援センター 遙か | 潟上市昭和久保字北野街道 上56番地15 | 有限会社サポート 昭和 | 平成24年6月30日 |

秋田県告示第408号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第115条の10第2号の規定に基づき、公示する。

平成24年7月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(特定介護予防福祉用具販売)

| 介護保険事業所番号 | 名 称 | 所 在 地 | 事 業 者 | 廃止年月日 |
|------------|------------|-------------------|------------|-----------|
| 0570514745 | 有限会社サトーホーム | 由利本荘市石脇字田尻28番地272 | 有限会社サトーホーム | 平成24年4月1日 |

秋田県告示第409号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成24年7月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

| 道路の種類 | 旧新別 | 路線名 | 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (キロメートル) |
|-------|-----|------------|---------------------------------|-----------------|----------------|
| 県 道 | 旧 | 湯の又前 田線 | A 大仙市南外字湯ノ又99番1から字湯神台159番 まで | 5.20~12.80 | 0.404 |
| | 新 | 湯の又前 田線 | A “ | 5.20~27.60 | 0.404 |

| | | | | | | |
|--|--|--|---|---------------------------|-------------|-------|
| | | | B | 大仙市南外字湯ノ又106番から字湯神台159番まで | 10.00~36.00 | 0.360 |
|--|--|--|---|---------------------------|-------------|-------|

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年7月24日から同年8月6日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年7月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成24年6月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 長いスプーン
- 3 代表者の氏名
泰 松 浩 洋
- 4 主たる事務所の所在地
秋田県湯沢市材木町一丁目2番2号
- 5 定款に記載された目的
(旧) この法人は、就労している、あるいはそれを目指す知的障害者に対する障害者福祉サービス事業として、住居と自立に必要な生活支援を提供し、あわせて地域社会に知的障害者の就労に対する理解を求めつつ共生社会を作ることを目的とする。
(新) この法人は、就労している、あるいはそれを目指す知的障害者に対する障害者福祉サービス事業として、住居と自立に必要な生活支援および就労の場を提供し、知的障害者に対する地域の理解を求めつつ共生社会を作ることを目的とする。
- 6 定款の変更内容
 - (1) 目的
 - (2) 事業の種類

教育委員会規則

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月二十四日

秋田県教育委員会委員長 佐 藤 一 成

秋田県教育委員会規則第六号

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則

秋田県立高等学校学則（平成元年秋田県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表(一)の表秋田県立秋田高等学校の項中「八〇〇」を「七六〇」に改め、同表秋田県立大館鳳鳴高等学校の項中「六四〇」を「六〇〇」に改め、同表秋田県立横手高等学校の項中「六四〇」を「六〇〇」に改め、同表秋田県立角館高等学校の項中「六〇〇」を「五六〇」に改め、同表秋田県立大館桂高等学校の項中「三四五」を「三三〇」に改め、同表秋田県立能代北高等学校の項を削り、同表秋田県立大曲高等学校の項中「一一〇」を「一一五」に改め、同表秋田県立角館南高等学校の項中「二九〇」を「二六五」に改め、同表秋田県立小坂高等学校の項中「一七五」を「一四〇」に改

| | | | | | |
|--|--|--|-----|---|------|
| | | | 機械科 | 〃 | 一一三〇 |
| | | | 電気科 | 〃 | 八〇 |
| | | | 土木科 | 〃 | 一一五 |
| | | | 機械科 | 〃 | 一一四〇 |
| | | | 電気科 | 〃 | 一一一〇 |

め、同表秋田県立秋田工業高等学校の項中

| | | |
|-----------|---|-----|
| 工業化 学科 | 〃 | 一一〇 |
| 建築科 | 〃 | 一一〇 |
| 土木科 | 〃 | 一一〇 |

を

| | | |
|------------------|---|-----|
| 電気エ ネルギー 科 | 〃 | 三五 |
| 工業化 学科 | 〃 | 一一五 |
| 建築科 | 〃 | 一一五 |

に改

め、同表秋田県立大館工業高等学校の項中「二二〇」を「二七五」に改め、同表秋田県立大曲農業高等学校の項中「一一〇」を「二〇五」に、「三三〇」を「三二五」に改め、同表秋田県立金足農業高等学校の項中「二二〇」を「二一五」に改め、同表秋田県立増田高等学校の項中「二二〇」を「二〇五」に改め、同表秋田県立六郷高等学校の項中「二八〇」を「二四五」に改め、同表秋田県立秋田南高等学校の項中「七六〇」を「七二〇」に改め、同表秋田県立由利工業高等学校の項中「二一〇」を「二〇五」に改め、同表秋田県立男鹿工業高等学校の項中「二一〇」を「二〇五」に改め、同表秋田県立大館高等学校の項中「二三〇」を「二二〇」に、「二一五」を「二一〇」に改め、同表秋田県立男鹿

海洋高等学校の項中

| | | |
|----------------------------|----|-----|
| 攻 専 機 関 機 科 | 二年 | 一〇 |
| | 〃 | 一〇 |
| 海洋科 学科 | 〃 | 一〇五 |
| 海洋環 境科 | 〃 | 一〇五 |

を

| | | |
|----------------------------|----|----|
| 攻 専 機 関 機 科 | 二年 | 五 |
| | 〃 | 五 |
| 食品科 学科 | 〃 | 三五 |
| 海洋科 | 〃 | 三五 |
| 海洋科 学科 | 〃 | 七〇 |
| 海洋環 境科 | 〃 | 七〇 |

に改め、秋田県立横手清陵学

院高等学校の項中「二二〇」を「二二〇」に改め、同表秋田県立大館国際情報学院高等学校の項中「二四〇」を「二三〇」に改め、同表秋田県立秋田北鷹高等学校の項中「六八〇」を「六〇〇」に、「二一〇」を「二〇五」に改め、同表

秋田県立湯沢翔北高等学校の項中

| | | |
|----------------------------|----|-----|
| 専 社 福 護 介 科 | 二年 | 四〇 |
| | 〃 | 四〇 |
| 工業技 術科 | 〃 | 一四〇 |
| 電子機 械科 | 〃 | 七〇 |
| 総合ジ ジネス 科 | 〃 | 一四〇 |
| 情報処 理科 | 〃 | 三五 |
| 商業科 | 〃 | 三五 |
| 普通科 | 〃 | 二六五 |

を

| | | |
|----------------------------|----|-----|
| 専 社 福 護 介 科 | 二年 | 四〇 |
| | 〃 | 四〇 |
| 工業技 術科 | 〃 | 二一〇 |
| 総合ジ ジネス 科 | 〃 | 二一〇 |
| 普通科 | 〃 | 二四〇 |

に改め、同表に

| | | | |
|-------|-----------|-----|-----|
| 科 政 専 | 科 社 福 護 | 三 年 | 110 |
| | 科 術 技 産 生 | 〃 | 10 |

| | | |
|-----------|---|-----|
| 科 政 | | |
| 科 術 技 産 生 | 〃 | 110 |

次のように加える。

| | | | | |
|----------|-------------------------|-----|-------|-----------|
| 〃 能代松陽 〃 | 普通科 | 三 年 | 二八〇 | 能代市緑町四番七号 |
| | 国 際 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 科 | 〃 | 一 一 五 | |
| | 情 報 ビ ジ ネ ス 科 | 〃 | 三三〇 | |

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第57号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、任期満了による秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙を次のとおり行うことと定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成24年7月24日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 選挙期日 平成24年8月2日
- 2 選挙すべき委員の数 6人

秋選管告示第58号

平成24年8月2日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により次のとおり選任したので、同施行令第81条の規定により告示する。

平成24年7月24日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 選挙長
秋田市保戸野八丁9番22号 小 原 董 保
- 2 選挙長の職務を代理すべき者
秋田市飯島鼠田二丁目9番19号 筒 井 兼 春

秋選管告示第59号

平成24年8月2日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の場所及び日時を、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定により次のとおり定め

たので、同法第78条の規定により告示する。

平成24年7月24日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 場所 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁正庁
- 2 日時 平成24年8月3日 午後2時30分

選 挙 長 告 示

選挙長告示第1号

平成24年8月2日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第4条の2の規定により告示する。

平成24年7月24日

秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長 小 原 董 保

- 1 平成24年7月24日正午前
秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁正庁
- 2 平成24年7月24日正午以後
秋田市山王四丁目1番1号 秋田県選挙管理委員会事務室

選挙長告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定により、平成24年8月2日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者を定めるためのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めたので、告示する。

平成24年7月24日

秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長 小 原 董 保

- 1 場所 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県選挙管理委員会事務室
- 2 日時 平成24年7月31日 午前10時